

京都市駐車場条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市
 条例第28号）（建設局土木管理部自転車政策課）

本市が設置する駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）の利便性の向上のため、次の措置を講じることとしました。

- 1 月ぎめによる自動車の駐車を廃止し、定期駐車券による自動車の駐車を
 行うことができることとします。
- 2 京都市鴨東駐車場以外の路外駐車場についても、回数券及び前払式駐
 車券による自動車の駐車をを行うことができることとします。
- 3 京都市山科駅前駐車場について、次のとおり、普通駐車料金の額の上
 限を設定するとともに、定期駐車券により自動車を駐車させることが
 できる時間を延長することとします。

(1) 普通駐車料金の限度額の改定

区 分		現 行	改 正 案
駐 車 料 金 (1回につき)	30分までごと	30分までごとに150円	30分までごとに150円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに150円を加えた額が1,200円を超えるときは、1,200円
	午後9時から翌日の午前9時まで	1,500円	1,200円

(2) 定期駐車券により自動車を駐車させることができる時間の延長

現 行	改 正 案
平日（土曜日を除く。）の午前8時から午後8時まで	平日（土曜日を除く。）の午前5時から翌日の午前0時30分まで

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

なお、この条例による改正後の京都市駐車場条例第14条の4第1項の規定による定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 22 年 10 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 28 号

京都市駐車場条例の一部を改正する条例

京都市駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「京都市鴨東駐車場」の右に「(以下「鴨東駐車場」という。)」を加え、同条第 4 項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改める。

第 13 条の 2 を削る。

第 14 条第 1 項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改め、「除く」の右に「。次条第 2 項、第 14 条の 3 第 2 項及び第 14 条の 4 第 3 項において同じ」を、「自動車」の右に「(原動機付自転車を含む。次項、第 23 条第 1 項、別表第 3 及び別表第 5 を除き、以下同じ。)」を、「者」の右に「(次条第 1 項に規定する回数券、第 14 条の 3 第 1 項に規定する前払式駐車券又は第 14 条の 4 第 1 項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。)」を加え、「規定する」を「掲げる」に改め、同条第 2 項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改め、「駐車させる者」の右に「(次条第 1 項に規定する回数券、第 14 条の 3 第 1 項に規定する前払式駐車券又は第 14 条の 4 第 1 項に規定する定期駐車券により駐車させる者を除く。)」を加え、同条第 3 項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改める。

第 14 条の 2 第 1 項中「京都市鴨東駐車場の指定管理者」を「市長（鴨東駐車場にあっては、指定管理者。次条第 1 項並びに第 14 条の 4 第 1 項及び第 2 項において同じ。）」に改め、同条第 2 項中「回数券」を「鴨東駐車場に

係る回数券」に、「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 路外駐車場に係る回数券の交付を受けようとする者は、その券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて別に定める駐車料金を納入しなければならない。

第14条の3第1項中「京都市鴨東駐車場の指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「前払式駐車券」を「鴨東駐車場に係る前払式駐車券」に、「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 路外駐車場に係る前払式駐車券の交付を受けようとする者は、その券面額からその2割に相当する額の範囲内の額を割り引いて別に定める駐車料金を納入しなければならない。

第14条の4を次のように改める。

(定期駐車券)

第14条の4 市長は、必要があると認めるときは、大型自動車及び自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車に係る定期駐車券を発行することができる。

- 2 定期駐車券の通用期間は、毎月の1日から末日までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。
- 3 路外駐車場に係る定期駐車券の交付を受けようとする者は、別表第4に掲げる額の範囲内において別に定める駐車料金を納入しなければならない。
- 4 鴨東駐車場に係る定期駐車券の交付を受けようとする者は、鴨東駐車場の指定管理者に対し、別表第5に掲げる額の範囲内において当該指定管理

者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

第15条の2第2項中「京都市鴨東駐車場」を「鴨東駐車場」に改める。

第17条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「こと」を「こと。」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第3号から第5号までの規定中「こと」を「こと。」に改め、同条第6号及び第7号中「または」を「又は」に、「こと」を「こと。」に改め、同条第8号中「前各号」の右に「に掲げるもの」を加え、「こと」を「こと。」に改める。

第18条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第19条本文中「または」を「又は」に改める。

第21条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により路外駐車場の供用を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を告示するものとする。

別表第2 1京都市山科駅前駐車場の項中「150」を「150円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに150円を加えた額が1,200円を超えるときは、1,200円」に、「1,500」を「1,200」に改め、同表1備考1中「及び3」を削り、同備考に次のように加える。

3 「平日」とは、日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

別表第2 2を削り、同表3備考中「、2の適用を受けない自動車の駐車」を削り、「もの」を「駐車」に改め、同表3を同表2とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第14条関係）

区	分	利用料金（1回につき）
自動車を出場させる際に利用料金を支払う場合	午前0時から午前2時まで及び午前7時から午後12時まで	30分までごとに 250 円
	午前2時から午前7時まで	1時間までごとに 250
自動車を入場させる際に利用料金を支払う場合	24時間までごと	3,800
	午後8時から翌日の午前3時まで	1,500

別表第4を別表第6とし、別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4（第14条の4関係）

区 分	定期駐車券により自動車を駐車させることができる時間	駐車料金
京都市円山駐 車場	午前8時から午後8時まで	30,000 円
	午後4時から翌日の午前5時まで	21,000
	午後5時から翌日の午前10時まで	26,000
	午前0時から午後12時まで	45,000
	平日の午前8時から午後8時まで	24,000
	平日の午前0時から午後12時まで	39,000
京都市山科駅 前駐車場	午後5時から翌日の午前10時まで	9,000
	平日（土曜日を除く。）の午前5時から翌日の午前0時30分まで	15,000

	平日（土曜日を除く。）の午前0時から 午後12時まで	24,000
京都市四条烏 丸駐車場	午前8時から午後8時まで	30,000
	午後5時から翌日の午前10時まで	15,000
	午前0時から午後12時まで	45,000
	平日の午前8時から午後8時まで	24,000
	平日の午前0時から午後12時まで	39,000
京都市醍醐駐 車場	午後5時から翌日の午前10時まで	9,000
	午前0時から午後12時まで	20,000
	平日の午前5時から翌日の午前0時3 0分まで	15,000
	平日（土曜日を除く。）の午前5時から 翌日の午前0時30分まで	12,000

備考 「平日」とは、日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

別表第5（第14条の4関係）

定期駐車券により自動車を駐車させることができる時間	利 用 料 金
午前8時から午後8時まで	30,000 円
午後6時から翌日の午前8時まで	30,000
午前0時から午後12時まで	45,000
平日の午前0時から午後12時まで	39,000

備考 「平日」とは、日曜日以外の日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

る休日を除く。)をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市駐車場条例第14条の4第1項の規定による定期駐車券の発行は、この条例の施行前においても行うことができる。

(建設局土木管理部自転車政策課)